特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東白川村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東白川村長

公表日

令和3年3月15日

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①特措法第46条第1項の規定による予防接種対象者の選定及び予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項に規定する臨時に行う予防接種の実施に関する事務。②接種を行うために要する費用に関する事務。					
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
新型インフルエンザ等予防接	種接種履歴管理ファイル、統合宛名ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項93-2					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<実施するこのでは、このでは、このでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、					
②法令上の根拠	別表第2項番115の2					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	保健福祉課					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年3月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る	を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明